

自治総合センター助成事業一覧表

	助成事業名	内容	助成金額	助成対象団体	助成対象となる事業例	対象とならないもの
1	一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業	100万～250万円まで(10万円単位) 助成対象経費の10分の10	町が認める コミュニティ組織	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動備品(公園遊具、草刈機、除雪機、広報掲示板等) ・イベント用備品(テント、発電機、投光器等) ・郷土芸能備品(太鼓、笛、神輿等) 	建築物(基礎工事を伴わない簡易な倉庫は対象)、消耗品、中古品、自転車、PCソフト、車両に搭載する目的の備品(無線機等)、防災目的の備品、一般調理器具、建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳等)等
2	コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕に関する事業	上限1,500万円(10万円単位) 対象となる事業費の5分の3以内 (※県内での採択上限3件)	町が認める コミュニティ組織	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動に必要な集会所等の建設(新築) ・大規模修繕経費(建物の主要構造部について行うもの) 	既存建物の増築、建築基準法上の大規模修繕に該当しない修繕等
3	青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するための活動事業(スポーツ・レクリエーション活動(野球、バレーボール、サッカーを除く)、文化・学習活動に関する事業、その他のコミュニティ活動のイベント等に関する事業等、主として親子で参加するソフト事業)	30万～100万円まで(10万円単位) 助成対象経費の10分の10	町が認める コミュニティ組織	親子で参加するイベント等のソフト事業(講演会、研修会、野外活動等)の実施に要する経費	事業実施主体の活動地域外で行なう事業、参加者・スタッフ、実行委員に関する経費(旅費交通費、宿泊費、食費、打合せ等の経費)、賞金・賞品に係る経費
4	地域づくり助成事業 (活力ある地域づくり助成)	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業	200万円まで	町、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用(地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、特色あるソフト事業) ・広域連携推進(複数の助成対象団体が共同して、広域的な連携を目的として実施するソフト事業) 	懇親会・反省会に係る経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察等にかかる経費及び恒常的に発生する光熱水費、用地購入費、用地造成費、既存施設購入費、既存施設の撤去・処理費、調査費、他用途に転用可能な消耗品・備品購入費、事業目的と関りのない食糧費等
5	地域防災組織育成助成事業 (自主防災組織育成助成事業)	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業	30万～200万円まで	町が認める 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品(発電機、投光器等使い捨てではないもの) ・防災用品を収納する簡易な倉庫等 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用期限が決まっている備蓄品(食料品等) ・数回の利用で費消される備蓄品 ・消火器(訓練用消火器を除く) ・避難道等の整備 ・車両に搭載する目的の備品(無線機等) ・救急セット